

# Weekly Accounting Review

2009年7月29日 (No.017)

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／IASBディスカッションペーパー「リース：予備的見解」に対する意見について
- 監査／「倫理委員会報告第1号「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正について」（公開草案）の公表について
- 税務／「特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」の公表について

## 1. IASBディスカッションペーパー「リース：予備的見解」に対する意見について

2009年3月19日にIASBから公表されたIASBディスカッションペーパー「リース：予備的見解」に対する意見を日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会は提出しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/main/iasb\\_16.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/iasb_16.html)

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/international\\_issue/comments/20090714.pdf;jsessionid=47B96078C9952441CBBC387BA5F6E7CC](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20090714.pdf;jsessionid=47B96078C9952441CBBC387BA5F6E7CC)

上記意見の主な内容は以下の通りとなっております。

### （日本公認会計士協会）

オペレーティングリースを含むリース契約を財務諸表上認識することを原則とするディスカッションペーパーのアプローチに基本的に賛成するが、対象となるリース契約の内容により目的と会計処理の結果が異なる可能性があるため、より具体的な検討が必要である。特に貸手の会計処理については、検討の結果が借手の会計処理に影響する可能性があり、両者は同時に検討されるべきである。

### （企業会計基準委員会）

全てのリース契約についてディスカッションペーパーに基づいて会計処理を行うためには、解決しなければならない多くの問題が存在する。

借手の意思によって随時解約することができるリース契約は貸借借処理を行うことが適当である。また、短期リースについてディスカッションペーパーにおいては資産と債務の認識・測定が求められる可能性があるが、リース契約を締結したもののすべてについて資産及び負債を認識することは実務上非常に複雑で負担が大きい。また、重要性の観点から考慮するにしても、全てのリース契約についてすべて資産と負債を認識した上で判断を行わなければならない、実務的負担が減ることはない。

なお、ディスカッションペーパーにおいて、貸手の会計処理について十分な検討がなされていない。貸手の会計処理について検討を行わないで借手の会計処理のみ検討することは問題であり、貸手の会計処理についても十分な検討を行うべきである。

#### ショート・コメント

IASBディスカッションペーパー「リース：予備的見解」において、借手は原則として全てのリースにおいてリース期間にわたりリース物件を使用する権利を表象する資産とリース料の支払義務に対する負債を認識することとしています。そのため、当該基準が適用された場合、企業会計基準委員会の指摘するように実務的負担が非常に増大してしまうと考えられるため、適用対象となるリース契約の判断基準についてより詳細な検討が行われることが望まれます。

### 2. 「倫理委員会報告第1号「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正について」（公開草案）の公表について（7月17日）

日本公認会計士協会は「倫理委員会報告第1号「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正について」（公開草案）を公表しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1171.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1171.html)

当該改正の内容は以下の通りです。

- (1) ローテーション制度（監査の客観性を保つことを目的として、監査を行う業務執行社員は一定期間被監査会社に対し監査を行った後は、監査を行わないインターバル期間を経ないと当該被監査会社の監査は行えない制度）におけるインターバル期間において監査補助者として監査業務に従事するのは、監査業務に従事するものが少人数しか存在しない場合に限定すべきである
- (2) 信用金庫等については預金総額が1,000億円以上の場合にはローテーション制度が義務付けられる

上記改正はより一層の監査の客観性を保つこと、信用金庫等のローテーション制度の適用について明確化をすることを目的としてなされております。

#### ショート・コメント

なお、7月16日に監査意見の表明にあたり重要な問題があったことを理由として、日本公認会計士協会会員及び監査法人に対する懲戒処分が公表されております。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/post\\_1169.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1169.html)

上記の「職業倫理に関する解釈指針」の一部改正は監査意見の表明が正しくなされることを趣旨としており、監査法人及び監査人は監査意見の表明にあたり、より一層の慎重さが求められると考えられます。

また、上記公開草案の意見募集期限は8月10日までとなっております。

### 3. 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR)に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（7月24日）

国税庁は「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」を公表しました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090709/index.htm>

上記は、経済産業省より行われた照会に対する回答であり、照会及び回答の内容は以下の通りとなっております。

### (1) 照会内容

特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）において「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令」（平成19年経済産業省令第53号）に基づき、その事業再生計画は債務者の有する資産及び負債につき、経済産業省大臣が定める基準による資産評定が公正な価額によって行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成される。

当該経済産業省大臣が定める基準について旧基準を廃止し、新基準（「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第14条第1項第1号の資産評定に関する基準」）が設けられた。

当該新基準を適用するにあたり、2以上の金融機関等又は1以上の政府関係者金融機関から債権放棄等が行われた場合には、以下の理解でよいか。

- ① 債務者の資産評定にあたり当該債務者の貸借対照表に計上されている資産の価額と帳簿価額との差額（評価益及び評価損）は、法人税法第25条3項の規定による益金算入、法人税法第33条4項の規定による損金算入をすることができる
- ② 上記①の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける事業年度において、青色欠損金等以外の欠損金（期限切れ欠損金）を青色欠損金等に優先して控除することができる法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当し、期限切れ欠損金を優先して損金算入することができる
- ③ 債権者が債権放棄等を行う場合には、原則として債権放棄による損失を損金算入することができる

### (2) 回答内容

上記の通りの理解で差支えない。

### ショート・コメント

2009年3月に特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）において上記①から③の照会が行われ、当該理解で差支えないとの回答がなされておりましたが、上記の通り新基準（「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第14条第1項第1号の資産評定に関する基準」）が設けられたため、当該①から③の扱いに変更がないか確認が行われたものであります。

#### 【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t-hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t-hashimoto@esnet.co.jp)